

国土交通省告示第五百十三号
 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十七条
 第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて適用する重要施設の周辺地域の上空に
 おける小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第三項の規定に
 基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域を
 次のとおり指定する。
 令和元年九月六日

一 新千歳空港

国土交通大臣 石井 啓一

期間	対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対 象空港周辺地域
令和元年九月十六日から令和元年九月二十五日まで	北海道	北海道	次に掲げる点を順次に結んだ線及び次に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
千歳市及び苫小牧市	千歳市及び苫小牧市	千歳市及び苫小牧市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十二度四十五分一秒、東経百四十一度四十分 二 北緯四十二度四十五分三十二秒、東経百四十一度四十分 三 北緯四十二度四十六分一秒、東経百四十一度四十分 四 北緯四十二度四十六分二十三秒、東経百四十一度四十分

二 成田国際空港

対象空港に係る対	対象空港の区域	対象空港の所在地	期間	備考
千葉県成田市	千葉県	千葉県	令和元年九月十三日から令和元年十一月五日まで	
大清水（次の図面に示す部分に限る。）	成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町の図面に示す部分に限る。）	成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町		<p>「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>五 北緯四十二度四十九分〇秒、東経百四十一度三十分 六 北緯四十二度四十九分三秒、東経百四十一度四十分 七 北緯四十二度四十七分三十七秒、東経百四十一度四十分 八 北緯四十二度四十五分四十三秒、東経百四十一度四十分 九 北緯四十二度四十五分十秒、東経百四十一度四十分 十 北緯四十二度四十五分二秒、東経百四十一度四十分 十一 北緯四十二度四十五分二秒、東経百四十一度四十分</p>

象空港周辺地域

備考

二 一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
 含まれる道路（道路交通法（昭和十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象空港周辺地域に含まれるものとする。

町 千葉県香取郡多古	町 千葉県山武郡芝山	
一 鍬田（次の図面に示す部分に限る。）	岩山（次の図面に示す部分に限る。）及び菱田（次の図面に示す部分に限る。）及び香山新田（次の図面に示す部分に限る。）	取香（次の図面に示す部分に限る。）東三里塚（次の図面に示す部分に限る。）本三里塚（次の図面に示す部分に限る。）掘之内（次の図面に示す部分に限る。）及び南三里塚（次の図面に示す部分に限る。）及及び南三里塚（次の図面に示す部分に限る。）

三 東京国際空港

期間	対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対象空港周辺地域
令和元年九月十三日から令和元年十一月五日まで	東京都	東京都	東京都大田区
大田区及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大田区	大森南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京浜島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、羽田五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、羽田空港一丁目から三丁目まで及び東糀谷六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び次に掲げる点とを順次に結んだ線のうち、陸地以外の区域

一 北緯三十五度三十一分二秒、東経百三十九度四十分十秒の点

二 北緯三十五度三十一分三十九秒、東経百三十九度四十七分三十八秒の点

三 北緯三十五度三十一分五十七秒、東経百三十九度四十七分三十五秒の点

四 北緯三十五度三十二分三十九秒、東経百三十九度四十五分一十五秒の点

五 北緯三十五度三十二分四十三秒、東経百三十九度

十八度四十九分四十四秒の点	十七度四十九分三十七秒の点	十六度四十九分三十二秒の点	十五度四十八分三十五秒の点	十四度四十七分三十五秒の点	十三度四十六分三十四秒の点	十二度四十六分三十四秒の点	十一度四十六分三十九秒の点	十四度四十五分三十七秒の点	九度四十五分三十一秒の点	八度四十五分三十五秒の点	七度四十四分三十九秒の点	六度四十四分三十八秒の点
北緯三十五度三十二分二十四秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十二分五十八秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十二分二十五秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十九分三十九秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十三分五十八秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分六秒、東経百三十九度四十分	北緯三十五度三十三分五十分、東経百三十九度四十分	北緯三十五度三十三分二十一秒、東経百三十九度

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象空港周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象空港周辺地域に含まれるものとする。

四 中部国際空港

期間	対象空港の所在地	対象空港の区域	対象空港に係る対象空港周辺地域
令和元年九月十八日から令和元年十月十五日まで	愛知県	愛知県	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
常滑市及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	常滑市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	<p>一 北緯三十四度四十九分五十五秒、東経百三十六度四十八分三十秒の点</p> <p>二 北緯三十四度五十分十二秒、東経百三十六度四十八分二十六秒の点</p> <p>三 北緯三十四度五十分十一秒、東経百三十六度四十八分十五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度五十二分二十五秒、東経百三十六度四十七分四十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度五十三分一秒、東経百三十六度四十四分四十四秒の点</p>

五 関西国際空港

期間

令和元年九月十七日から令和元年十月十六日まで

<p>備考 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>七 分四十七秒の点 六 北緯三十四度五十三分六秒、東経百三十六度四十 八 分一秒の点 七 北緯三十四度五十二分三十七秒、東経百三十六度 四 十八分四十九秒の点 八 北緯三十四度五十一分五十二秒、東経百三十六度 四 十九分十八秒の点 九 北緯三十四度五十一分八秒、東経百三十六度四十 九 分四十四秒の点 十 北緯三十四度五十分四十七秒、東経百三十六度四 十 九分四十四秒の点 十一 北緯三十四度五十分四十秒、東経百三十六度四 十九 分一秒の点 十二 北緯三十四度五十分十七秒、東経百三十六度四 十九 分四秒の点 十三 北緯三十四度五十分十五秒、東経百三十六度四 十八 分五十一秒の点 十四 北緯三十四度四十九分五十七秒、東経百三十六 度四十八分五十三秒の点</p>
--	--

対象空港の所在地	大阪府	泉佐野市、泉南市及び泉南郡田尻町
対象空港の区域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	泉佐野市、泉南市及び泉南郡田尻町並びにその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象空港に係る対象空港周辺地域		<p>一 北緯三十四度二十四分三十三秒、東経百三十五度十三分三十四秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十四分四十四秒、東経百三十五度十三分三秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十四分五十九秒、東経百三十五度十三分三十四秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十五分二十七秒、東経百三十五度十二分四十七秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二十五分十三秒、東経百三十五度十二分二十六秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二十五分十四秒、東経百三十五度十一分四十九秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十五分二十三秒、東経百三十五度十一分四十一秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十五分四十八秒、東経百三十五度十一分三十五秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十七分二十八秒、東経百三十五度十四分三十五秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十七分三十四秒、東経百三十五度十四分五十四秒の点</p> <p>十一 北緯三十四度二十六分三十六秒、東経百三十五度十四分三十四秒の点</p>

六 大分空港

<p>備考 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>度十六分十三秒の点 十二 北緯三十四度二十六分八秒、東経百三十五度十六分三秒の点 十三 北緯三十四度二十四分四十秒、東経百三十五度十三分四十六秒の点</p>
<p>期間</p>	<p>令和元年十月十四日から令和元年十月二十二日まで</p>	
<p>対象空港の所在地</p>	<p>大分県</p>	<p>国東市</p>
<p>対象空港の区域</p>	<p>大分県</p>	<p>国東市（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象空港に係る対象空港周辺地域</p>	<p>大分県国東市</p>	<p>安岐町下原及び武蔵町糸原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び次に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十三度二十九分四十三秒、東経百三十一度四十三分五十五秒の点 二 北緯三十三度二十九分五十三秒、東経百三十一度四十四分五秒の点 三 北緯三十三度二十九分五十三秒、東経百三十一度四十四分二十三秒の点</p>

七 福岡空港

期間

令和元年九月二十一日から令和元年十月二十三日まで

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象空港周辺地域の項下欄に掲げる区域に
 含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方
 が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象空港
 周辺地域に含まれるものとする。

- 四 北緯三十三度二十九分四十四秒、東経百三十一度四十四分三十二秒の点
- 五 北緯三十三度二十七分五十七秒、東経百三十一度四十四分三十四秒の点
- 六 北緯三十三度二十七分四十四秒、東経百三十一度四十四分二十九秒の点
- 七 北緯三十三度二十七分四十四秒、東経百三十一度四十三分五十六秒の点
- 八 北緯三十三度二十七分五十一秒、東経百三十一度四十三分五十五秒の点
- 九 北緯三十三度二十七分五十五秒、東経百三十一度四十三分五十秒の点
- 十 北緯三十三度二十七分五十八秒、東経百三十一度四十三分四十八秒の点

<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">二一</p> <p>「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象空港周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象空港周辺地域に含まれるものとする。</p>	町	町
	福岡県糟屋郡志免	別府二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び別府北四丁目、別府西三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び御手洗二丁目（次の図面に示す部分に限る。）